

過疎対策におけるソフト事業等の動向



平成24年3月16日

総務省地域力創造グループ

過疎対策室

過疎法による過疎対策について

I 過疎対策の経緯

- 1 昭和45年以来、四次にわたり議員立法として過疎法が制定。上水道・下水道、道路などの公共施設の整備などに一定の成果。
- 2 過疎地域は、引き続き人口減少と著しい高齢化に直面し、様々な問題を生じており、**実効性ある対策を切れ目なく講じる必要**から過疎法の**期限をH28年3月末日まで延長(6年間)**。

II 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年～・平成22年延長)

人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、**過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与**することを目的とする。

III 過疎地域の要件

市町村毎に、「人口減少要件」及び「財政力要件」より判定。

人口減少要件: (例) S35～H17(45年間)の人口減少率33%以上。
財政力要件: (例) H18～H20の財政力指数0.56以下。

かつ

【現在の過疎地域の状況】

	(過疎関係市町村)	(全国)	(過疎地域の割合)
関係市町村数(H23.10.11)	775	1,719	45.1%
人口(平22国調:万人)	1,033	12,806	8.1%
面積(平22国調: km ²)	216,321	377,950	57.2%

IV 過疎法に基づく施策

過疎対策事業債による支援

- ・ H23計画額2,900億円(充当率100%、元利償還の7割を交付税措置)
- ・ 改正過疎法により、H22年度から、**ハード事業を拡充**するとともに、**新たに「ソフト事業」も過疎債の対象とする**。

- ①太陽光その他自然エネルギーを利用するための施設
- ②認定こども園・市町村立の幼稚園
- ③図書館

- ①産業の振興 ②交通通信体系の整備
- ③生活環境の整備
- ④高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
- ⑤医療の確保 ⑥教育の振興 ⑦地域文化の振興等
- ⑧集落の整備 ⑨その他(自然エネルギー、防災等)
- ※上記事業に係る基金積み立ても可能

※その他の特別措置(①都道府県代行制度②国庫補助金(補助率のかさ上げ等)③金融措置④税制特例措置⑤地方税の課税免除等に伴う減収補てん措置)

過疎対策事業債（ソフト分）について

1 対象事業

・地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業へ拡充

・対象経費は次のようなものを除き、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業を広く対象

①市町村の行政運営に通常必要とされる内部管理経費 ②生活保護等法令に基づき負担が義務づけられている経費

③地方債の元利償還に要する経費

～具体的な事業例～

①地域医療の確保

- 医師確保事業（診療所開設費用補助）
- ICTを活用した遠隔医療



②生活交通の確保

- コミュニティバス、デマンドタクシー等の運行
- バス路線維持に向けた民間バス事業者への補助



③集落の維持及び活性化

- 集落支援員の設置、集落点検や集落課題の話し合いの実施
- 移住・交流事業（インターネット広報や空き家バンク等）



※その他 高齢者支援（配食サービス、通報システム）、子育て支援、教育振興、森林対策、鳥獣被害対策、伝統文化振興、自然エネルギー関係、防災対策 等

④産業の振興

- 農業の担い手・人づくり対策、6次産業化
- 企業誘致・雇用対策（コミュニティビジネスの起業等）



2 発行限度額

・市町村ごとに総務省令により算定した額の範囲内で発行が可能。

・H22年度は発行限度額の総計約662億円に対して発行予定額354億円 ※被災県（岩手県、宮城県、福島県）を除く。

ソフト分の活用により市町村の実情に応じたきめ細かい対策が可能！

平成22年度過疎対策事業債(ハード事業)の発行状況

	発行予定額 (単位:億円) (事業別 シェア)
①産業の振興施設 ・農道、林道、産業振興施設と集落を結ぶ道路 ・観光レクリエーション施設 ・集荷貯蔵施設、畜舎等の農業近代化のための施設 ・生産施設、加工施設及び流通販売施設	389.2 (22.6%)
②交通通信施設 ・市町村道・橋りょう ・電気通信施設 ・除雪機械	417.2 (24.2%)
③厚生施設 ・下水処理施設 ・簡易水道施設 ・高齢者福祉施設 ・診療施設 ・認定こども園	524.8 (30.5%)

	発行予定額 (単位:億円) (事業別 シェア)
④教育文化施設 ・小・中学校校舎・屋体・寄宿舎 ・市町村立幼稚園 ・スクールバス ・図書館	374.9 (21.8%)
⑤集落整備 ・定住促進団地	9.5 (0.5%)
⑥自然エネルギー施設 ・木質ペレットを利用する設備 ・家畜糞尿を資源とした発電施設 ・温泉熱を利用するための設備 ・太陽光発電設備 ・家庭及び事業所からの配食用油の利活用設備	6.1 (0.4%)

※ 事業例は、都道府県から報告のあった事業名から抜粋したもの。

合計

1721.7

(参考) 過疎対策事業債(全体)の状況 (単位:億円)

年度	計画額 (A)	発行予定額 (B)	(A) - (B)	(B) / (A)	備考
H20	2,720	2,118	602	77.9%	ハードのみ
	(2,757)				
H21	2,638	2,203	554	79.9%	ハードのみ
H22	2,700	2,076	624	76.9%	ハード・ソフト
	(2,900)				
H23	2,700	<現在、4号補正・最終協議の取りまとめ中>			ハード・ソフト

※()は、計画改定後の額である。

※被災県(岩手県、宮城県、福島県)を除く。

平成22年度過疎対策事業債(ソフト事業)の発行状況

	発行予定額 (単位:億円)	事業別 シェア
①産業の振興 ・新規就農者支援対策事業 ・地域ブランド化推進事業 ・起業人材確保育成支援事業 ・鳥獣被害対策事業	82.0	(23.2%)
②交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進 ・コミュニティバス、デマンドバス、デマンドタクシーの運行事業 ・民間バス事業者への補助事業 ・自主放送番組放映事業	63.3	(17.9%)
③生活環境の整備 ・環境美化推進事業 ・危険家屋解体撤去補助事業	11.5	(3.2%)
④高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 ・高齢者等生活支援事業 ・見守りネットワーク構築事業 ・放課後児童健全育成事業 ・若者交流事業	59.2	(16.7%)

	発行予定額 (単位:億円)	事業別 シェア
⑤医療の確保 ・医師・看護師の確保のための修学資金貸与事業 ・医師確保事業(診療所開設費用補助、専門医招聘等) ・巡回診療事業	56.1	(15.9%)
⑥教育の振興 ・特色ある教育(英語教育強化等) ・廃校舎を活用した賑わい拠点づくり事業	29.3	(8.3%)
⑦地域文化の振興等 ・文化と歴史の輝く里推進事業 ・芸術文化活動推進事業	4.5	(1.3%)
⑧集落の整備 ・地域コミュニティ活動支援事業 ・定住、移住促進事業	28.7	(8.1%)
⑨その他 ・クリーンエネルギー補助事業	19.2	(5.4%)

※ 事例は、都道府県から報告のあった事業名から抜粋したもの。

合計 353.8 57.8%
 (参考) 発行限度額の総計: 約612億円

※ 被災県(岩手県、宮城県、福島県)を除く。

平成22年度における過疎債ソフト分の活用率（平成22年度同意等予定額ベース）

① 都道府県別の活用率

※活用率＝発行限度額に対する同意等予定額の割合

活用率	100%	100%未満 80%以上	80%未満 60%以上	60%未満 40%以上	40%未満 20%以上	20% 未満	0%	合計
団体数	3	6	8	13	11	1	3	45

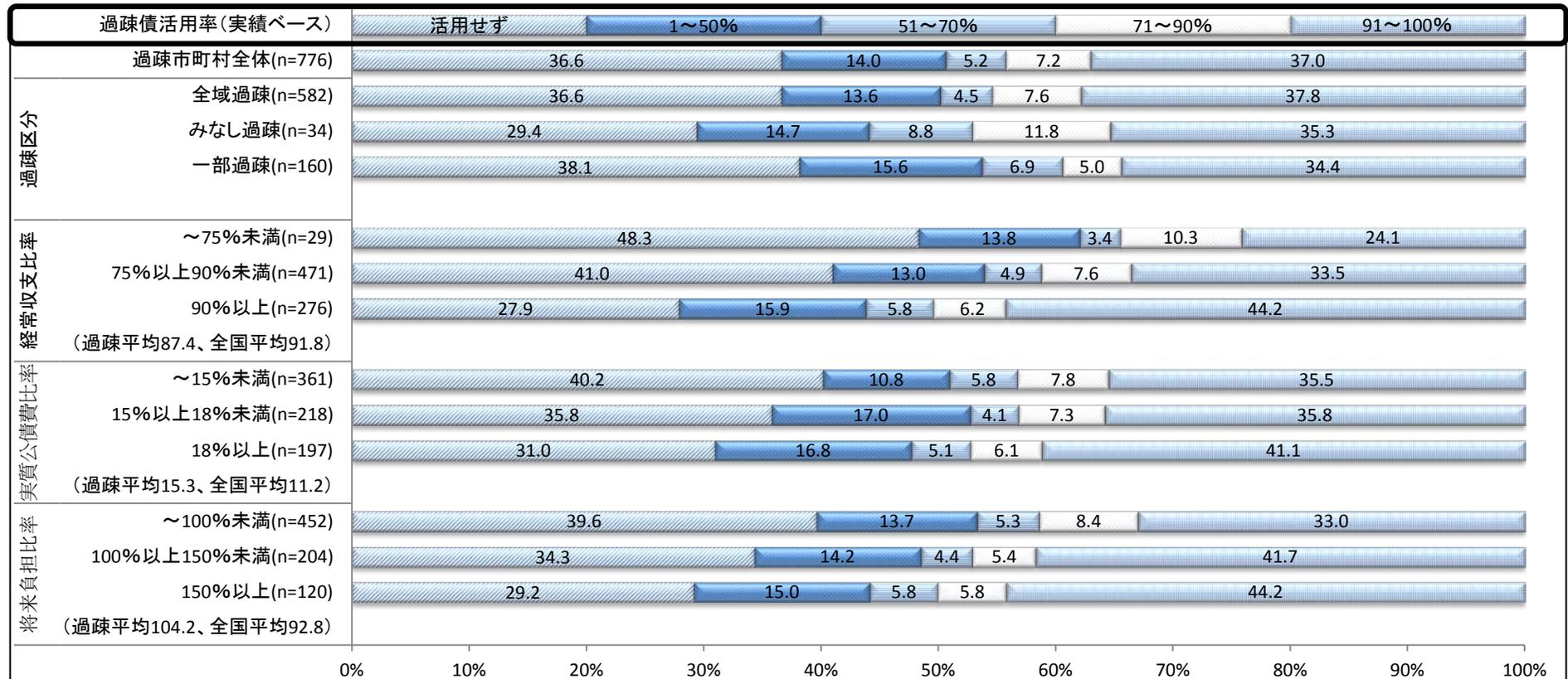
② 市町村別活用率の例

都道府県Aの例 市町村数		都道府県Bの例 市町村数		都道府県Cの例 市町村数		都道府県D例 市町村数		都道府県Eの例 市町村数	
100%	57	100%	2	100%	12	100%	2	100%	15
100%未満 80%以上	17	100%未満 80%以上	0	100%未満 80%以上	0	100%未満 80%以上	2	100%未満 80%以上	3
80%未満 60%以上	8	80%未満 60%以上	1	80%未満 60%以上	0	80%未満 60%以上	0	80%未満 60%以上	4
60%未満 40%以上	11	60%未満 40%以上	0	60%未満 40%以上	0	60%未満 40%以上	0	60%未満 40%以上	0
40%未満 20%以上	6	40%未満 20%以上	2	40%未満 20%以上	0	40%未満 20%以上	0	40%未満 20%以上	2
20%未満	5	20%未満	5	20%未満	0	20%未満	2	20%未満	7
0%	39	0%	10	0%	0	0%	21	0%	9
合計	143	合計	20	合計	12	合計	27	合計	40

過疎区分・財政状況別の過疎債ソフト分の活用状況について（平成22年度）

〇ポイント(過疎区分及び市町村の財政状況×活用率)

- 全体では36.6%の市町村が活用していない一方、37.0%の市町村は発行限度額の90%以上活用しており、対応が二分。
- 過疎区分別では、一部過疎市町村で活用しなかった市町村割合が4割弱と一番高くなっている。
- 財政力状況別については、以下のとおり基本的に財政状況が厳しい市町村ほど過疎債ソフト分を活用している傾向。
 - * 経常収支比率が75%未満の市町村では、過疎債を活用していない市町村が5割近くに達している一方、経常収支比率90%以上の市町村では、ソフト事業に対して発行限度額の90%以上の過疎債を活用している割合が4割超。
 - * 実質公債費比率が高い市町村の方が過疎債を活用している割合が高い。
 - * 将来負担比率別では、100%未満の市町村では約4割がソフト事業に過疎債を活用していないのに対し、150%以上の市町村では5割近くが過疎債活用率70%以上。

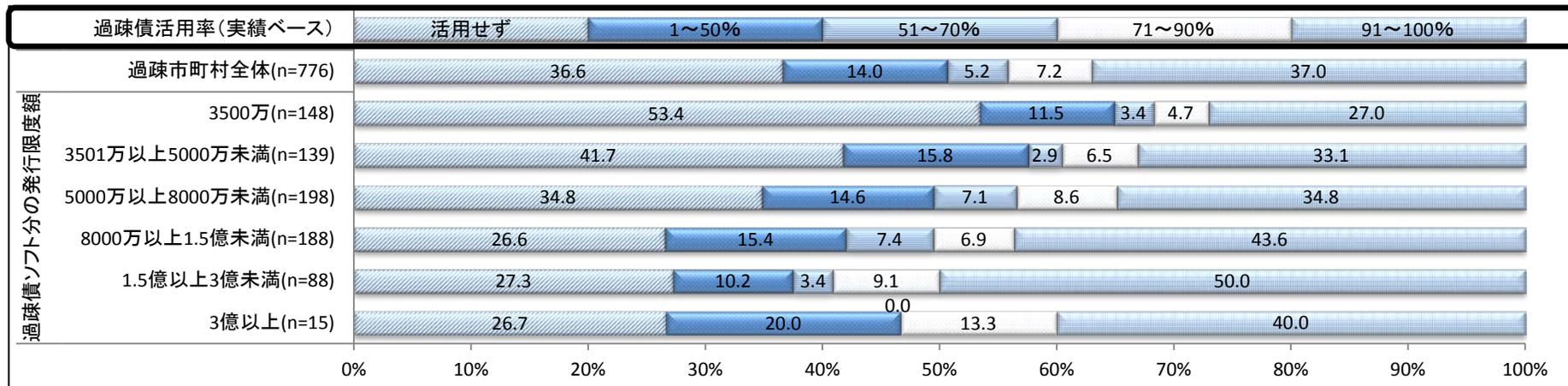


※過疎債活用率=当該市町村の過疎債ソフト分発行額(22年度実績)÷当該市町村の過疎債ソフト分の発行限度額

発行限度額別の過疎債ソフト分の活用状況について（平成22年度）

○ポイント1(発行限度額×活用率)

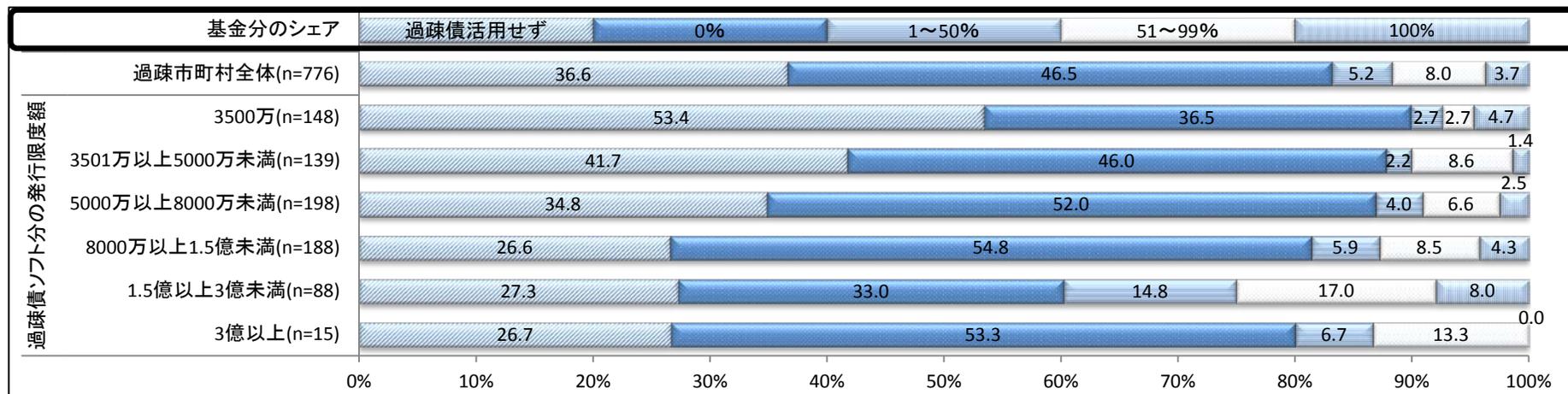
- ・発行限度額が小さい市町村ほど過疎債を活用していない割合が高い。
- ・発行限度額が最低保障額3,500万円である市町村(148団体)では、半数以上が過疎債を未活用。
- ・発行限度額が1.5億円以上の市町村(103団体)の5割以上は過疎債活用率が70%以上。



※過疎債活用率=当該市町村の過疎債ソフト分発行額(22年度実績)÷当該市町村の過疎債ソフト分の発行限度額

○ポイント2(発行限度額×基金の積立て状況)

- ・発行限度額が3億円以上の市町村を除けば、発行限度額が小さいほど基金積立てに消極的。
- ・発行限度額が1.5億円以上3億円未満の市町村(88団体)では25%がソフト分充当額の半分以上を基金に積立て。

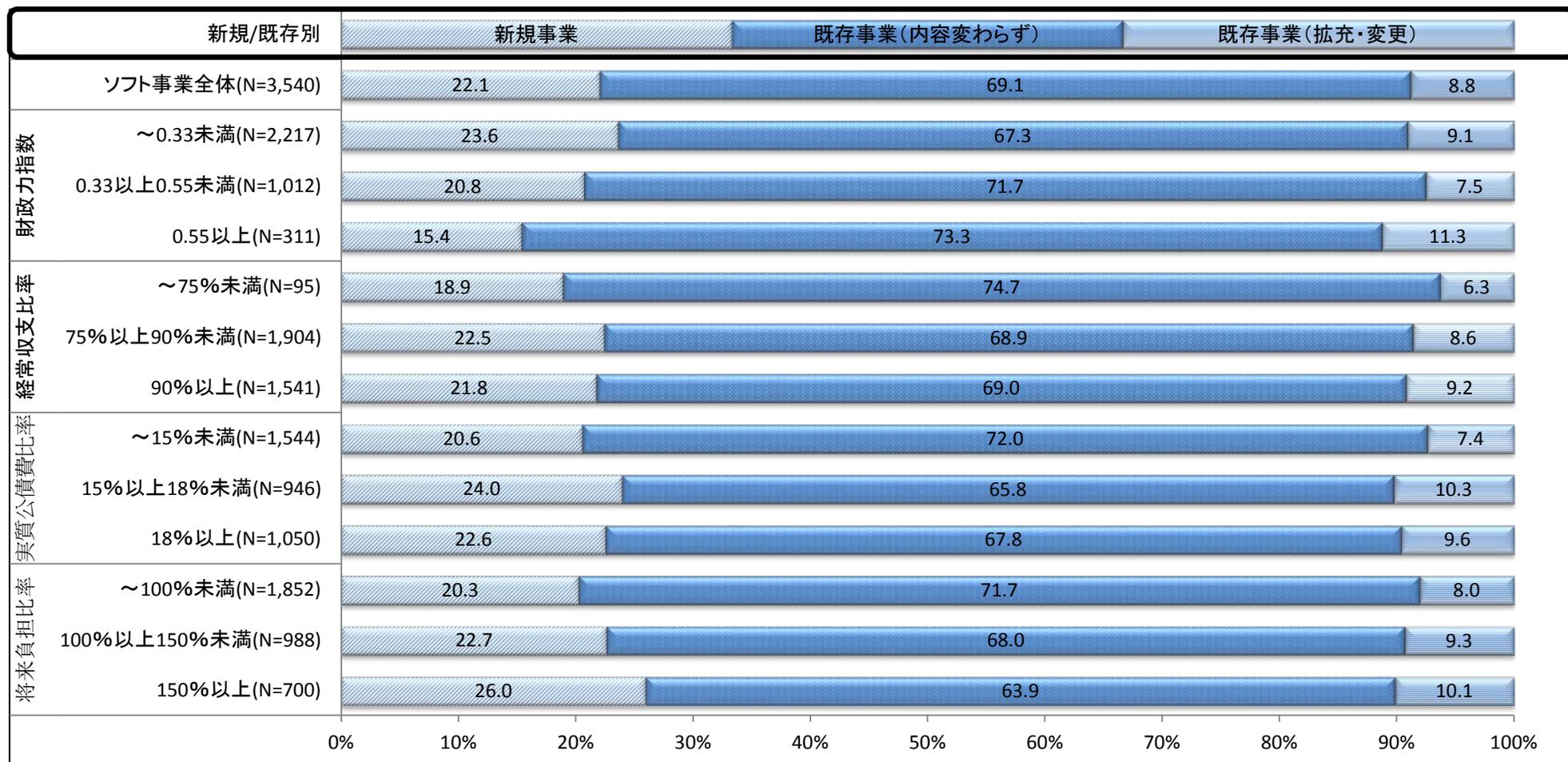


※基金分シェア=当該市町村の過疎債ソフト分発行額(22年度実績)÷当該市町村の過疎債ソフト分充当額(総額)

財政状況別のソフト事業の取組状況について（平成22年度）

○ポイント(市町村の財政状況×ソフト事業の新規性)

- ・財政力状況別にみると、財政力指数が低い市町村ほどソフト事業に占める『新規事業』の割合が高い。
- ・経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率とも、おおむね比率が高い方が『新規事業』の割合が高い傾向。
- ・これらの比率が高い市町村ほど過疎債活用率も高い(資料P2)ことから、過疎債を活用して新規のソフト事業に取り組んだ傾向がより強いことが示唆。



平成22年度に過疎債ソフト分を活用しなかった市町村の理由

○過疎債を活用していない市町村における主な理由

平成22年度には、4割弱の市町村が過疎債ソフト分を活用しなかったが、その主な理由は以下のとおりである。

<財政的な理由>

- ・地方債発行の抑制による財政指標の改善を図る又は悪化を予防するため。
- ・団体独自の起債制限を行っているが、ハード事業に多く充当したため。
- ・平成22年度は交付税交付額が予想より多かったことから、一般財源で対応できたため。

<適債性による理由>

- ・過疎債を充当することが適当と思われる事業が見出せなかったため。
- ・(世代間負担の公平性、明確な資産が残らないこと等を考慮すると)地方債を充当することに抵抗感を感じたため。

<その他>

- ・(計画初年度であることから、)計画策定が間に合わなかったため。
- ・有利な財源ではあるが、借金であることに変わりはなく、必要な分だけ活用しているため。
- ・個々の事業が少額であり、活用するに至らなかったため。

※その他、関係都道府県の過疎債に対するスタンスも過疎債の発行状況とに影響があったと考えられる。

○平成22年度に過疎債ソフト分を活用しなかった市町村の検討状況に係る事例

	A町	B町	C村	D市	E市
計画策定段階のソフト事業の検討 <特筆事項>	・従来、一般財源で対応してきたソフト事業には、過疎債を活用しないことを基本方針として決定	・計画期間中に大規模なハード事業が予定されたことから、新たなソフト事業の積極的な検討は行わず	・適債性等の観点から(計画期間中に)過疎債は活用せず、一般財源で継続することを決定	・適債性等の判断から、ソフト事業に過疎債は活用しないことを基本方針として決定	・適債性等を判断する情報が不足していたため、将来的な活用に備え計画には全てのソフト事業を記載
平成22年度のソフト事業の検討	・新たに過疎団体となったことから、全国動向を見極めて判断したいと考え、充当せず	・「借金」であることや適債性の判断における情報不足等から活用を見送り	—	・基本方針に基づき過疎債は活用せず、他の財源等によりソフト事業を実施	・計画策定が3月であったため、過疎債はソフト・ハードともに活用せず